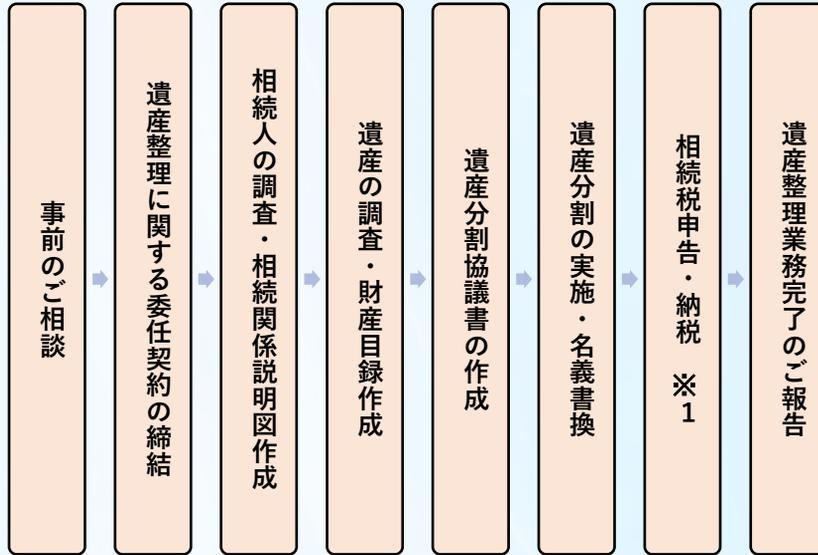


遺産整理業務のご案内

煩雑な遺産整理手続を
安心、納得、スピーディーに代行します！

遺産整理業務の流れ



※1：必要がある場合のみ

こんな方におすすめします



- 相続手続に不慣れな方
- 相続手続をすすめる時間のない方
- 相続財産・相続人の多い方
- 第三者の関与で公正に手続きしたい方

【お引受範囲】

- ・相続人間で、相続分について紛争状態にある場合はお引き受け出来ません。
- ・相続財産の内容、その他の理由により弊社における手続が困難である場合、お引き受け出来ないことがあります。

遺産整理業務の手数料

支払時期	報酬額	
遺産分割手続きの完了時	遺産総額に以下の料率を乗じた合計に消費税額を加えた金額となります。	
	5,000万円以下の部分	1%
	5,000万円超 1億円以下の部分	0.75%
	1億円超 2億円以下の部分	0.5%
	2億円超 3億円以下の部分	0.4%
	3億円超 5億円以下の部分	0.3%
	5億円超 10億円以下の部分	0.2%
	10億円超の部分	0.1%
	但し、最低報酬は550,000円（税込み）とします。	

計算例：相続財産が1億円の場合

5,000万円以下の部分 $5,000万円 \times 1\% = 500,000円$ …①
5,000万円超1億円以下の部分 $(1億円 - 5,000万円) \times 0.75\% = 375,000円$ …②
 $(①500,000円 + ②375,000円) \times 消費税1.1 = \text{報酬}962,500円 (税込み)$

遺産整理業務の手数料（簡易な場合）

項目	条件
法定相続人の人数	5名以下
相続財産	自宅と1億円以下の金融資産
取引金融機関	被相続人の取引金融機関の数が5社以内
証券会社	被相続人の取引金融機関に証券会社がない
相続人の所在	相続人の方全員が日本国籍、日本在住の方

以上の条件をすべて満たす場合は、報酬は一律330,000円（税込み）です。

ご注意点

ご注意：上記報酬には以下のものは含まれません。

- ①不動産の相続登記に係る登録免許税及び司法書士報酬
- ②相続税申告に係る税理士報酬
- ③その他、戸籍・固定資産評価証明書・残高証明書などの取得に係る交付費用